



飯坂幹部交番だより

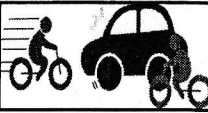
号外

福島北警察署
024-554-0110
飯坂幹部交番
024-542-3361

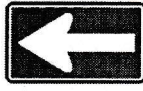
令和8年4月1日施行・自転車等に対する交通反則通告制度 （「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）

●主な違反行為の例と反則金額

取り締まり対象年齢は
16歳以上!

					
携帯電話等 （保持） 12,000円	遮断踏切 立ち入り 7,000円	信号無視 （赤色等） 6,000円	指定場所 一時不停止 5,000円	車道の右 側通行 6,000円	無灯火 5,000円
					◆福島県警HP◆ 自転車安全利用サイト  ↑↑詳しくはこちら↑↑
ブレーキ 不備等 5,000円	傘差し運転 5,000円	イヤホンの 使用 5,000円	並進 3,000円	二人乗り 3,000円	

●道路標識の例

			
◆一時停止 停止線の直前で完全に停止し、前方・左右の安全確認をしてから発進する。	◆指定方向外進行禁止 交差点などで、矢印の方向にしか進めないことを意味する。	◆一方通行 矢印の示す方向にしか進めず、逆方向への進入は禁止される。	◆車両進入禁止 車両（自動車、原動付自転車、軽車両）の進入禁止。
			
◆車両通行止め 車両（自動車、原動付自転車、軽車両）の通行禁止。	◆特定小型原動付自転車・自転車通行止め 自転車の通行禁止。	◆自転車及び歩行者専用 自転車と歩行者の専用通行帯であり、自転車は歩行者に配慮し、徐行義務が伴う安全走行が可能である。	◆自転車専用 自転車道や自転車専用道路を示す。自転車のみ通行することができる。

※ 自転車は「軽車両」であり、乗車している時は「車のなかま」です。よって、自動車等と同様の法律や規則を遵守しなければなりません。また、自転車も交通事故を起こした場合には、負傷者を救護するとともに、警察に報告しなければなりません。（道路交通法72条第1項）
交通規則や標識などについてよく確認し、安全運転をお願いします。

●ヘルメット着用

人身事故における自転車乗車中死者（令和6年調査）の49%は頭部を損傷していることが分かりました（ほか胸部損傷15%、頸部損傷11%、その他25%）。
ヘルメットを着用し、頭部を守ることでああなたの命を守りましょう。